

介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問票（回答）

Q 1 指定申請の際、「訪問介護」と「訪問型 1」については、同一時間の「勤務形態一覧表」を提出している。全事業を兼務する訪問介護員については「訪問型 2」のみの時間が不明瞭であり算出が困難であることや、事業所の規模により訪問型 2 のサービス提供時間のみを算出すると常勤換算 2.5 人を満たせない事業所も発生する可能性があることから、「訪問型 2」の「勤務形態一覧表」についても、資格がない訪問型 2 専門の訪問介護員のみを追記したうえで、後は「訪問型 1」と同一時間の「勤務形態一覧表」と同内容することはできないのか。

A 1 「訪問型 2」については、確保できた訪問生活支援員の提供可能なサービスの範囲に応じて、順次移行していくことを想定しています。

指定申請に関しては、「訪問型 2」の従事予定者、従事予定時間を記載した指定開始月の勤務表を提出してください。なお、「訪問型 2」の訪問介護員の員数要件は、「訪問型 2」を行うために必要な 1 以上の数となっています。

Q 2 令和 6 年度介護報酬改定の中で、「管理者の責務及び兼務範囲」について、「管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。」と明記された。

「訪問介護・訪問型 1」事業と「訪問型 2」事業は、同一敷地内であり明らかに利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行っており、事業所も離れていないため、管理者を同一とすることができるのではないか。

A 2 「訪問介護・訪問型 1」事業と「訪問型 2」事業の管理者を同一とすることは可能です。

Q 3 昨今の労働者の賃金上昇、介護人員不足により「訪問型 1」の 9 割算定報酬となれば、サービス提供内容によって採算が合わない事態が予測される。

従って「訪問型 2」のサービス提供について、下記例のように「重要事項説明書」によりある程度サービス範囲及び内容を規定しサービスを行うことは可能か。

【例】

- ・サービス提供日 月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）
- ・サービス提供時間帯 8 時 30 分～17 時まで
- ・サービス提供時間 45 分以内
- ・サービス提供地域 ○○地域 など

A 3 上記の項目について、運営規程及び重要事項説明書にサービスの範囲を記載し、サービスを行うことは可能です。

なお、「訪問型 2」については、確保できた訪問生活支援員の提供可能なサービスの範囲に応じて、順次移行していくことを想定しています。

Q 4 訪問生活支援員養成研修について、以下について確認したい。

- ・研修参加費用の有無、有の場合の金額。
(6/3 に F A X で届いた募集チラシでテキスト代 2,500 円と確認した)
- ・7/25 以降の研修開催頻度はどのようになるか。
- ・小人数であっても開催されるのか。

A 4

- ・研修については、今年度は今回のみです。来年度以降は今年度の状況を見て、研修の回数を検討します。
- ・少人数でも開催します。

Q 5 研修修了者の所属事業所はどのように決定するのか。

(事業所により給与体系や勤務体制に相違があり、研修修了者が事業所選ぶ場合、十分な人員が確保できない可能性がある。)

A 5 タイプ2を登録予定の事業所の一覧を研修修了者に紹介し、研修修了者に選択してもらいます。タイプ2登録予定の事業所には、事前に雇用条件等をお聞きし一覧表の作成をする予定です。

Q 6 訪問介護に関する資格がない場合であっても、訪問生活支援員養成研修は必修となるのか。

A 6 訪問生活支援員研修修了者のほか、次の人が従事者となれます。

- ①旧訪問介護員3級課程程度の研修を修了した人、②各事業者において行う内部研修を修了した人もしくは修了すると見込まれる人、③市が認めるこの研修と同等または同等以上の研修。

Q 7 現在の訪問介護員が訪問する事も可能か？可能である場合、賃金の差を埋めるために補助金が出る等の支援はあるか？

A 7 訪問介護員が訪問することも可能です。なお、タイプ2については、確保できた訪問生活支援員に応じて順次移行していくこととしており、訪問介護員が従事することを前提としていないため補助金は考えておりません。

Q 8 これまでも生活支援員養成研修と同等の研修が開催されているようだが、過去の受講者の人数は何人か？

A 8 訪問型サービスタイプ2の従事者としての研修に、

平成29年度 岩国お助けネット入門アカデミー全6回(市社協)受講延121人
介護アシスタント養成研修(県委託) 受講25人(うち市外2人)
訪問型サービス従事者養成研修(県委託) 5人(うち市外3人)
いずれも岩国会場

平成30年度 介護に関する入門的研修[山口県セミナーパーク](県委託)0人

令和元年度 介護に関する入門的研修[岩国会場](県委託)4人

Q 9 今後の養成研修で生活支援員は確保できそうなのか？ A 9 訪問介護サービスが今後も適切に提供できるよう、訪問生活支援員が確保できることを期待し、市報への掲載やパンフレットの配布で周知しているところです。
Q10 訪問生活支援員について、これまで研修が開催されているのであれば、地域別の受講者数を教えてほしい。（事業所の提供地区内で受講者がいなければ人員不足となる） A10 訪問生活支援員研修は今回が初めての試みとなります。
Q11 生活援助従事者研修の研修修了者でも生活支援員として活動できるか？ A11 活動できます。
Q12 10月より移行が始まり、必要な人員が確保できない場合の対応について、タイプⅠの継続利用となるのか。または、タイプⅡの訪問ができる事業所へ依頼することになるのか。 A12 タイプ2の事業所のサービス受け入れ体制に応じて、タイプ2のケアプランが作成されることとなります。タイプ1のプランを変更する際、タイプ2の事業所に変更となることはあります。
Q13 ある程度研修が進み、人員が確保できそうな見込みがあってから移行とはならないのか？ A13 訪問生活支援員が確保できたところから順次進めていきます。訪問介護員の人材不足は深刻な状況ですので、研修を行い人員確保に努めます。
Q14 障害福祉サービスを併用されている利用者について、タイプⅠを週2回利用し、なおかつ足りない家事援助を障害福祉サービスで補っている利用者がいるが、タイプⅡに移行後も同じように障害福祉サービスを利用できるのか？（障害福祉サービスの家事援助は本人の嗜好を考慮した手厚い支援となり、タイプⅠでも60分使い掃除や調理を行っている。タイプⅡの内容と大きく差があるように感じる場所である。） A14 対象者のアセスメントによって適切なサービスがプランニングされるものと考えます。
Q15 視覚障害者宅での家事援助について、全ての家事について援助が必要となるためタイプⅡで行うには無理があるように感じるが、身体介護ではないと見なされ移行対象となるのか。 A15 対象者のアセスメントによって適切なサービスがプランニングされるものと考えます。